

～求人票と労働条件の 食い違いが減少～

川東社会保険労務士事務所・KCサポート株式会社

＝季節のコラム＝

スポーツの秋。昨年から『筋肉体操』など、「筋トレ」が、注目されていますね。

「筋トレ」というマシンや道具を使って、アスリートが競技力向上のためする、と思いがちですが、近年は理想の体型を作るためや、ロコモティブ症候群の予防に「筋トレ」をする人が増えています。それだけでなく筋肉量が増えると基礎体温が上がって免疫力がアップし、また、最近の研究では、筋肉を動かすと脳の神経細胞を増やしたり、がん細胞を減らす効果のある物質が分泌されるとわかってきています。

筋肉は年齢に関係なく発達するので、何歳から始めても遅くないそうです。

(事務局:鹿島)

★ご案内★

人事労務等のご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

☎ 06-6941-7113
fax 06-6941-7114

営業時間
9:00～18:00
土日祝休み

1、4年連続の減少

厚生労働省の発表によると、求人企業がハローワークに提出する求人票の内容と実際の労働条件が食い違っている件数が、6,811件(2018年

2、食い違いと理由は法改正

食い違いの内訳をみると、多い順から「賃金」「就業時間」「職種・仕事の内容」となっており、産業別では多い順から「医療・福祉」「卸・小売り」「製造業」となっています。

食い違いが減少している理由のひとつに、職業安定法の改正(昨年1月の施行分)があるようです。ここでその内容を改めて確認しておきましょう。

- (1) 労働条件変更の際の明示義務
- (2) 求人票等による募集時の明示時効の追加

- ① 使用期間に関する事項
- ② 労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称
- ③ 裁量労働制を採用する場合はその旨
- ④ いわゆる固定残業代を採用する場合の、固定残業代算定基礎である労働時間数(固定残業時間)および金額、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働および深夜労働分に

ついての割増賃金を追加で支払うこと、労働者を派遣労働者として雇用しようとする場合はその旨

(3) 罰則等の強化(虚偽の条件によりハローワーク等で求人申し込みを行った場合や、自社のホームページでも労働条件の明示義務等に違反している場合について、罰則・指導監督の強化)

労働条件変更等の明示義務の具体例や求人票のサンプルなどは、厚生労働省のリーフレットが参考になります。人手不足は落ち着いたところも多いようですが、業種によってはまだまだ猫の手も借りたい場合も多いでしょうから、求人にもつわるトラブルは少しでも避けたいところですね。



3、お勧め本

今月のお勧め本は、「心がスーッと晴れる ほとけ様伝えたかったこと」(著者:岡本 一志 出版:三笠書房)を紹介いたします。

疲れたときに選んだ本です。

何となくほっこりしたような、やさしい気持ちになる内容です。

ストレスがたまったときのサプリメントがわりの1冊です。



★ 事務所・所長の近況 ★

<9月>

・残暑厳しい9月。熱帯夜の日も多く、まだまだ寝苦しい日もありましたね。

・私の方は9月前半は、研修(受講する側)が多く、事務所をかなり留守にしました。また、台風が関東に上陸したときも東京で研修だったので、結局、電車が止まり、研修も遅刻。大阪に戻ってきてから、台風の被害の大きさにびっくりしました。去年は大阪、今年は千葉。来年はオリンピックもあるので、何事もなければいいですね。

※ 当事務所が保有する個人情報、当事務所が 販促サービスでの利用を目的とし、その他には個人情報を利用いたしません。今後このようなサービス(DM等)が不要な場合には、お手数ですが、当事務所までご連絡下さいますようお願い致します。

★ 所長(かわひがし)プロフィール ★

大阪府守口市出身。生粋の大阪人です。

年齢はナイショですが、機動戦士ガンダムの世代(ファースト)です。(大体分かりますね)

前職は、病院で臨床検査技師を10数年しており、途中で社会保険労務士をめざし、勉強してやっと資格をとりました。

事務所を守口市に構えてから、1年後には、大阪市中心区に移転し、現在の事務所に8年ほど前に移っております。

独立してからは10年以上になりましたが、少しは貫禄(?)がでてきていいのと思う今日この頃です。(まだまだですが)

これからも、皆様のご相談に親身に乘らせていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

事務所へのアクセス



天満橋(地下鉄谷町線・京阪線)より徒歩6分
〒540-0036
大阪市中央区船越町2-1-5 吉見ビル2F
併設 KCサポート株式会社